

【各規定の新旧対照表】

< 普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定 >

改定前	改定後
<p>(新設)</p> <p>1. (解約等) (新設)</p> <p>(3)この預金が、別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4)前2項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>普通預金(決済用普通預金〔無利息型〕を含む)、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金(以下これらを「この預金」といいます。)は、第1条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>1. (解約等)</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者</p> <p>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4)普通預金(決済用普通預金〔無利息型〕を含む)、納税準備預金および貯蓄預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5)前3項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

< 当座勘定規定 >

改定前	改定後
<p>(新設)</p> <p>第23条(解約) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>第23条(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、後記第24条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第24条(解約)</p> <p>(1)(同左)</p> <p>(2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前AからEに準ずる者</p> <p>本人が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前AからDに準ずる行為</p> <p>(3)(同左)</p> <p>(4)(同左)</p> <p>以下条文番号繰下げ</p>

< 貸金庫規定・カード式貸金庫規定・全自動貸金庫規定 >

改定前	改定後
<p>(新設)</p> <p>第10条(解約等)() (新設)</p> <p>3 前2項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または、契約期間の満了日に属する月の翌月から明渡しの属する月までの利用手数料相当額を月割計算により支払ってください。 この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。 なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>4 第1項または第2項から第3項の明け渡しが遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。 なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>5 利用手数料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないうときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。 この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がほしい支払ってください。</p>	<p align="center">反社会的勢力との取引拒絶について</p> <p>この貸金庫は、第10条()第3項第1号、第2号イからハおよび第3号イからホのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条()第3項第1号、第2号イからハおよび第3号イからホの一にでも該当する場合には、当金庫は借用申込をお断りするものとします。</p> <p>第10条(解約等)()</p> <p>3 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。</p> <p>(1)借主が貸金庫借用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(2)借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。</p> <p>イ. 暴力団 ロ. 暴力団員 ハ. 暴力団準構成員 ニ. 暴力団関係企業 ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ヘ. その他前各号に準ずる者</p> <p>(3)借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>イ. 暴力的な要求行為 ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 ホ. その他前各号に準ずる行為</p> <p>4 第1項から第3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または、契約期間の満了日に属する月の翌月から明け渡しの属する月までの利用手数料相当額を月割計算により支払ってください。 この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。 なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>5 第1項から第3項の明け渡しが遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。 なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>6 (同左)</p>

上記は貸金庫規定の例です。カード式貸金庫規定・全自動貸金庫規定では第12条となります。